

川崎市ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業実施要綱

(事業の目的)

第1条 この要綱は、高等学校を卒業していない（中退を含む。）ひとり親家庭の親（母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和 39 年法律第 129 号。以下「法」という。）第6条に定める配偶者のない女子及び配偶者のない男子であって現に 20 歳未満の児童を扶養している者をいう。以下同じ。）及びひとり親家庭の児童（法第6条に定める配偶者のない女子及び配偶者のない男子に扶養されている 20 歳未満の児童をいう。以下同じ。）が、高等学校を卒業した者と同等以上の学力を有すると認められる高等学校卒業程度認定試験（以下「高卒認定試験」という。）の合格を目指す場合において、民間事業者などが実施する対策講座の受講費用の軽減を図るとともに、ひとり親家庭の親及びひとり親家庭の児童の学び直しを支援することにより、ひとり親家庭の自立及び生活の安定の促進を図ることを目的として実施する「川崎市ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業」（以下「事業」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(実施主体)

第2条 事業の実施主体は、川崎市とする。

(給付金の種類等)

第3条 事業の給付金の支給は、次の各号に掲げる種類の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

(1) 受講開始時給付金 支給対象者が対象講座の受講を開始した際に支給するものとする。

(2) 受講修了時給付金 受講修了時給付金は、支給対象者が対象講座の受講を修了した際に支給するものとする。

(3) 合格時給付金 合格時給付金は、受講修了時給付金を受けた者が、受講修了日から起算して2年以内に高卒認定試験の全科目に合格した場合に支給するものとする。

(支給対象者)

第4条 事業の支給対象者は、川崎市在住のひとり親家庭の親及びひとり親家庭の児童であって、次の要件の全てを満たす者とする。ただし、高等学校卒業生、大学入学資格検定・高卒認定試験合格者など、既に大学入学資格を取得している者は対象としない。

(1) 川崎市母子・父子自立支援プログラム策定事業実施要領に基づく川崎市母子・父子自立支援プログラム策定事業の支援を受けている者

(2) 支給を受けようとする者の就学経験、就業経験、技能、資格の取得状況や労働市場の状況から判断して、高卒認定試験に合格することが適職に就くために必要であると認められる者

(3) 原則として、過去に事業の給付金を受給していない者

(支給申請者)

第5条 事業の支給申請者は、ひとり親家庭の親とする。

(対象講座)

第6条 事業の対象講座は、高卒認定試験の合格を目指す講座（通信制講座を含む。）のうち、市長が適当と認めたものとする。ただし、高卒認定試験の試験科目の免除を受けるために高等学校に在籍して単位を修得する講座を受け、高等学校等就学支援金制度の支給対象となる場合は、事業の対象としない。

2 前項の場合において、事業の給付金の支給を受けようとする者が、高卒認定試験の試験科目の免除を受けられる場合には、必要最小限の科目についての講座を対象とする。

(支給額等)

第7条 給付金の支給額等は、次の各項の場合において、それぞれ各号に掲げる給付金の種類に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

2 通信制の場合

(1) 受講開始時給付金 支給対象者が対象講座の受講開始のために本人が支払った費用の40%に相当する額とする。ただし、その40%に相当する額が10万円を超える場合の支給額は10万円とし、4千円を超えない場合は受講開始時給付金の支給は行わないものとする。

(2) 受講修了時給付金 支給対象者が対象講座の受講のために本人が支払った費用の50%に相当する額から前号に定める受講開始時給付金として支給した額を差し引いた額とする。ただし、受講開始時給付金と受講修了時給付金の合計が12万5千円を超える場合、受講開始時給付金と受講修了時給付金の支給額の合計は12万5千円とし、4千円を超えない場合は受講修了時給付金の支給は行わないものとする。

(3) 合格時給付金 受講修了時給付金の支給を受けた者が受講修了日から起算して2年以内に高卒認定試験の全科目に合格した場合に支給する。支給額は、支給対象者が対象講座の受講のために本人が支払った費用の10%に相当する額を支給するものとする。ただし、受講開始時給付金、受講修了時給付金及び合格時給付金の合計が15万円を超える場合、受講開始時給付金、受講修了時給付金及び合格時給付金の支給額の合計は、15万円とする。

3 通学又は通学及び通信制併用の場合

(1) 受講開始時給付金 支給対象者が対象講座の受講開始のために本人が支払った費用の40%に相当する額とする。ただし、その40%に相当する額

が 20 万円を超える場合の支給額は 20 万円とし、4 千円を超えない場合は受講開始時給付金の支給は行わないものとする。

(2) 受講修了時給付金 支給対象者が対象講座の受講のために本人が支払った費用の 50%に相当する額から前号に定める受講開始時給付金として支給した額を差し引いた額とする。ただし、受講開始時給付金と受講修了時給付金の合計が 25 万円を超える場合、受講開始時給付金と受講修了時給付金の支給額の合計は 25 万円とし、4 千円を超えない場合は受講修了時給付金の支給は行わないものとする。

(3) 合格時給付金 受講修了時給付金の支給を受けた者が受講修了日から起算して 2 年以内に高卒認定試験の全科目に合格した場合に支給する。支給額は、支給対象者が対象講座の受講のために本人が支払った費用の 10%に相当する額を支給するものとする。ただし、受講開始時給付金、受講修了時給付金及び合格時給付金の合計が 30 万円を超える場合、受講開始時給付金、受講修了時給付金及び合格時給付金の支給額の合計は、30 万円とする。

(対象講座の指定)

第 8 条 支給申請者は、支給対象者が受講しようとする講座について「川崎市ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業受講対象講座指定申請書」(第 1 号様式。以下「受講対象講座指定申請書」という。)を市長に提出し、受講開始前にあらかじめ、市長から対象講座の指定を受けなければならない。

(受講対象講座指定申請書の添付書類)

第 9 条 受講対象講座指定申請書の提出に際しては、次の書類等を添付しなければならない。ただし、公簿等によって確認することができる場合は、添付書類を省略することができる。

(1) ひとり親家庭の親及びひとり親家庭の児童の戸籍謄本又は抄本及び世帯
全員の住民票の写し

(2) 川崎市母子・父子自立支援プログラム策定事業の自立支援計画書の写し
(審査)

第 10 条 市長は、川崎市ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業審査会（以下「審査会」という。）を設置し、受講対象講座指定申請書及び前条に規定する添付書類に基づき、受給要件の審査及び対象講座の指定の可否の決定を行うものとする。

2 審査会は、次の各号に掲げる者をもって構成する。

(1) こども未来局児童家庭支援・虐待対策室長

(2) こども未来局児童家庭支援・虐待対策室家庭支援担当課長

(3) こども未来局児童家庭支援・虐待対策室家庭支援担当係長

(対象講座の指定の通知)

第 11 条 市長は、審査会において、受給要件の審査及び対象講座の指定の可否の決定を行った場合には、速やかに、「川崎市ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業受講対象講座指定通知書」(第 2 号様式)により、支給申請者に通知しなければならない。

(対象講座の指定の取消)

第 12 条 市長は、支給対象者が、対象講座の指定後に受講を取りやめた場合又は受講を途中で中止した場合は、当該対象講座の指定を取り消すものとする。

(受講開始時給付金、受講修了時給付金及び合格時給付金の支給等)

第 13 条 受講開始時給付金の申請者は、やむを得ない事由がある場合を除き、対象講座の受講開始日から起算して 30 日以内に、「川崎市ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業給付金支給申請書」(第 3 号様式。以

下「支給申請書」という。)に受講施設の長が、受講者が支払った経費について発行した領収書の写しを添付して市長に提出し、受講開始時給付金の支給を申請するものとする。

- 2 受講修了時給付金の申請者は、やむを得ない事由がある場合を除き、対象講座の受講修了日から起算して 30 日以内に、支給申請書に次の各号に掲げる書類等を添付して市長に提出し、受講修了時給付金の支給を申請するものとする。

(1) 受講施設の長が、その施設の修了認定基準に基づいて、受講者の受講の修了を認定する受講修了証明書の写し

(2) 受講施設の長が、受講者が支払った経費について発行した領収書の写し

- 3 合格時給付金の支給申請者は、やむを得ない事由がある場合を除き、文部科学省から高等学校卒業程度認定試験の合格証書(以下「合格証書」という。)が送付された後に、合格証書に記載されている日付から起算して 40 日以内に、支給申請書に合格証書の写しを添付して市長に提出し、合格時給付金の支給を申請するものとする。

- 4 前 3 項の規定による申請において、第 9 条に規定する添付書類の内容に変更がある場合は、支給申請書の提出に際して変更後の書類を添付しなければならない。ただし、公簿等によって確認することができる場合は、添付書類を省略することができる。

(支給の決定)

第 14 条 市長は、支給申請書の提出があった場合は、申請内容が受給要件に該当しているかを審査し、支給の可否の決定について、速やかに、「ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業支給決定通知書」(第 4 号様式)により、支給申請者に通知しなければならない。

(支給決定の取消)

第 15 条 支給申請者が、申請内容について不実及び虚偽の申告を行った場合は、支給決定を取り消し、既に支給した受講開始時給付金、受講修了時給付金及び合格時給付金があるときは、支給申請者から返還させることとする。ただし、市長がやむを得ない事情があると認める場合には、全部又は一部の返還を免除できるものとする。

(その他の事項)

第 16 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、こども未来局長が定める。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年2月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の要綱の規定により調製した帳票で現に残存するものについては、当分の間、必要な箇所を訂正した上、引き続きこれを使用することができる。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和4年4月19日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

(様式に関する経過措置)

2 改正前の要綱の規定により調製した様式で現に残存するものについては、当分の間、必要な箇所を訂正した上、引き続きこれを使用することができる。

附 則

この要綱は、令和 5 年 6 月 27 日から施行し、令和 5 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和 5 年 7 月 18 日から施行し、令和 5 年 4 月 1 日から適用する。

(経過措置)

- 2 令和 5 年 3 月 31 日までに修了した講座に係る第 7 条第 2 項及び第 3 項の各号に定める給付金の支給額については、なお従前の例による。
- 3 改正前の要綱の規定により調製した帳票で現に残存するものについては、当分の間、必要な箇所を訂正した上、引き続きこれを使用することができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和 6 年 8 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 令和 6 年 7 月 31 日までに対象講座の指定を受けたものに係る要件については、なお従前の例による。
- 3 改正前の要綱の規定により調製した帳票で現に残存するものについては、当分の間、必要な箇所を訂正した上、引き続きこれを使用することができる。

川崎市ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業
受講対象講座指定申請書

年 月 日

(宛先) 川崎市長

申請者氏名

私は下記の講座を受講したいので、川崎市ひとり親家庭高等学校卒業認定程度試験合格支援事業の対象講座としての指定を申請します。

① 氏 名 (申請者)	フリガナ	生年月日	_____年 _____月_____日生 (____歳)	
② 児童の氏名 (受講者が児童の場合)	フリガナ	生年月日	_____年 _____月_____日生 (____歳)	
③ 住 所・電 話	(〒 _____)		(_____) _____	
④ 受講施設の名称				
⑤ 受講講座の名称				
⑥ 受講科目	1	2	3	4
	5	6	7	8
⑦ 免除可能な科目				
⑧ 受講期間	_____年 _____月 _____日 ～ _____年 _____月 _____日 (受 講 開 始 日)			
⑨ 所要費用 (予定)	入学金 _____円、受講料 _____円 合計額 _____円			
⑩ 過去の受給の有無	過去にひとり親家庭高等学校卒業認定試験合格支援事業を活用したことが ある ・ ない			
(備考) 受講方法が通学の場合又は通学及び通信制を併用する場合はその旨を記載すること。				

- (注意)
- 1 支給の対象となるのは、指定対象講座の受講について支払う入学金及び受講料 (希望により行われる講座や希望により提供される教材等に要する費用を除きます。以下同じです。)
 - 2 支給額は、次のとおりです。
 - (1) 受講開始時給付金の支給の対象となるのは、入学金及び受講料の 4 割相当額です。ただし、受講方法が通信制の場合は 10 万円、受講方法が通学の場合又は通学及び通信制を併用する場合は 20 万円が限度になります。
 - (2) 受講修了時給付金の支給の対象となるのは、入学金及び受講料の合計額の 5 割相当額 (受講開始時給付金の支給を受けた場合は、その額を差し引いた金額) です。ただし、受講方法が通信制の場合は、受講開始時給付金と併せて 12 万 5 千円、受講方法が通学の場合又は通学及び通信制を併用する場合は 25 万円が限度になります。
 - (3) 合格時給付金の支給の対象となるのは入学金及び受講料の合計額の 1 割相当額です。受講開始時給付金及び受講修了時給付金と併せて、受講方法が通信制の場合は 15 万円、受講方法が通学の場合又は通学及び通信制を併用する場合は 30 万円が限度になります。
 - 3 免除できる科目とは、過去に高等学校で免除に必要な単位を修得している科目、過去に高卒認定試験で一部科目に合格している科目等です。
 - 4 所要費用については、標準的に予定される金額であり、受講開始後又は受講修了後に受講施設より証明された金額に基づき支給額を算定することとなります。
 - 5 受講対象講座の指定後、受講を取りやめた場合、受講の途中でやめた場合は、その旨を報告してください。
 - 6 本事業の給付金の支給を受ける際には、あらためて「川崎市ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業給付金支給申請書」に添付書類を付けて支給申請手続きを行うことが必要です。

川崎市ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業
受講対象講座指定通知書

年 月 日

様

川崎市長

先に提出のありました川崎市ひとり親家庭高等学校卒業認定程度試験合格支援事業受講対象講座指定申請書に基づき審査しましたところ、下記のとおり決定したので通知します。

① 氏 名 (申請者)	フリガナ	② 児童の氏名 (受講者が児童の場合)	フリガナ
③ 決 定 内 容	指定 ・ 非指定		
④ 受給資格者番号			
⑤ 指 定 内 容	受講施設の名称		
	受講講座の名称		
	受講科目	1 2 3 4 5 6 7 8	
	試験を免除できる科目		
	受講期間	年 月 日 ～ 年 月 日 (受 講 開 始 日)	
	所要費用 (予定)	入学科 円、受講料 円 合計額 円	
⑥ 非 指 定 理 由			
(備考)			

- (注意)
- 支給の対象となるのは、指定対象講座の受講について支払う入学科及び受講料（希望により行われる講座や希望により提供される教材等に要する費用を除きます。以下同じです。）
 - 支給額は、次のとおりです。
 - 受講開始時給付金の支給の対象となるのは、入学科及び受講料の 4 割相当額です。ただし、受講方法が通信制の場合は 10 万円、受講方法が通学の場合又は通信制を併用する場合は 20 万円が限度になります。
 - 受講修了時給付金の支給の対象となるのは、入学科及び受講料の合計額の 5 割相当額（受講開始時給付金の支給を受けた場合は、その額を差し引いた金額）です。ただし、受講方法が通信制の場合は、受講開始時給付金と併せて 12 万 5 千円、受講方法が通学の場合又は通学及び通信制を併用する場合は 25 万円が限度になります。
 - 合格時給付金の支給の対象となるのは入学科及び受講料の合計額の 1 割相当額です。受講開始時給付金及び受講修了時給付金と併せて、受講方法が通信制の場合は 15 万円、受講方法が通学の場合又は通学及び通信制を併用する場合は 30 万円が限度になります。
 - 免除できる科目とは、過去に高等学校で免除に必要な単位を修得している科目、過去に高卒認定試験で一部科目に合格している科目等です。
 - 所要費用については標準的に予定される金額であり、受講開始後又は受講修了後に受講施設より証明された金額に基づき支給額を算定することとなります。
 - 受講対象講座の指定後、対象講座の受講を取りやめた場合、受講の途中でやめた場合は、その旨を報告してください。
 - 本事業の給付金の支給を受ける際には、あらためて「川崎市ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業給付金支給申請書」に添付書類を付けて支給申請手続きを行うことが必要です。

川崎市ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業
給付金支給申請書

年 月 日

(宛先) 川崎市長

申請者氏名

(受講開始時給付金・受講修了時給付金・合格時給付金) の支給を受けたいので、次のとおり申請します。
(※いずれかに○をつける)

① 氏 名 (申請者)	フリガナ ----- 生年月日	____年 ____月____日生 (____歳)
② 児童の氏名 (受講者が児童の場合)	フリガナ ----- 生年月日	____年 ____月____日生 (____歳)
③ 住 所・電 話	(千 一)	() —
④ 受講施設の名称		
⑤ 受講講座の名称		
⑥ 受講期間	____年 月 日 ~ 年 月 日 (受 講 開 始 日)	
⑦ 所要費用	入学料 円、受講料 円	合計額 円
⑧ 振込を希望される支払 金融機関	金融機関名	金融機関コード(4桁) _____ _____ _____ _____ 口座の種類 普通・当座・その他
	支店名	支店コード(3桁) _____ _____ _____ 口座番号
	口座名義 (フリガナ)	
⑨ 添付資料	受講対象講座の指定申請時に添付した書類・証明から変更が ある ・ ない (あるに○をした場合は該当するものについての書類・証明を添付する。)	
(備考)		

- (注意)
- 1 受講開始時給付金の支給申請期間は、受講開始日から起算して 30 日以内です。
 - 2 受講開始時給付金の支給申請における所要費用については、受講開始のために支払った入学料、受講料を記入してください。
 - 3 受講修了時給付金の支給申請期間は、受講修了日から起算して 30 日以内です。
 - 4 合格時給付金の支給申請期間は、合格証書に記載されている日付から起算して 40 日以内です。
 - 5 合格時給付金の支給申請における所要費用については、受講修了時給付金の算定基礎となった入学料、受講料を記入してください。
 - 6 給付金の種類・状況等に応じて、必要な種類を添付していただきます。

川崎市ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業
支給決定通知書

年 月 日

様

川崎市長

先に提出のありました川崎市ひとり親家庭高等学校卒業認定程度試験合格支援事業給付金支給申請書に基づき審査しましたところ、（受講開始時給付金・受講修了時給付金・合格時給付金）について下記のとおり決定しましたので通知します。

① 氏 名 (申請者)	フリガナ	② 児童の氏名 (受講者が児童の場合)	フリガナ
③ 受給資格者番号			
④ 所要費用	入学料 円、受講料 円 合計額 円		
⑤ 支給決定額	円		
⑥ 申請却下	却下理由		
(備考)			

(注意)
支給申請内容に不実又は虚偽の申告があった場合は、支給決定を取り消し、既に支給しているひとり親家庭高等学校卒業認定程度試験合格支援事業給付金は返還となります。